

○総務省令第八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十七号様式別表 (用紙日本産業規格△5) (第十条関連) 第17号様式別表記載要領 [1～20 略]</p> <p>21 租税特別措置法第41条の3の8第1項の規定の適用がある場合には、「摘要1の欄には、所得税法施行規則第93条第1項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額(当該金額がない場合には、零)を控除外額のように記載した次に記載し、同号に規定する者がいる場合には非控除対象配偶者減税有のように記載してください。</p> <p>22 [略]</p> <p>第十七号の2様式別表記載要領 (第十条関連) 第17号の2様式別表記載要領 [1～13 略]</p> <p>14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者(地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨(国外に居住する非居住者であり、12(4)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。)及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に(退)と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の3の9第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の2第1項第8号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額(当該金額がない場合には、零)を控除外額のように記載した次に記載すること。</p> <p>[15・16 略]</p>	<p>第十七号様式別表 (用紙日本産業規格△5) (第十条関連) 第17号様式別表記載要領 [1～20 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>21 [同左]</p> <p>第十七号の2様式別表記載要領 (第十条関連) 第17号の2様式別表記載要領 [1～13 同左]</p> <p>14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者(地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。)又は退職手当等(同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。)の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨(国外に居住する非居住者であり、12(4)から(ニ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。)及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に(退)と記載すること。</p> <p>[15・16 同左]</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記のみ。	

附 則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。